

専門研究 A

インクルーシブ教育システム構築のための 体制づくりに関する研究

—学校における体制づくりのガイドライン（試案）の作成—

平成 27 年度

【中期特定研究（インクルーシブ教育システムに関する研究）】

研究成果報告書

平成28年3月



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

はじめに

障害者に関する一連の国内法の整備がなされ、平成26年1月に障害者の権利に関する条約が批准された。平成28年4月からは障害者差別解消法も施行される。この法律では、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること、差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること、行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」「対応指針」を作成することが示されており、これを受けて、平成27年11月には、文部科学省においても、障害者差別解消法に基づく文部科学省所管分野の対応指針も策定された。

国連において障害者の権利に関する条約が採択されたことにより、障害者を取り巻く環境が大きく変わろうとしている。それは、障害者だけに関係する話ではなく、共生社会の形成に向けて、全ての人がある意義を理解し、意識をもって社会を変えていかなければならないということである。共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人たちが、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

全員参加型の社会の形成に向けて、学校教育は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築という重要な役割を担う。我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関して重要な点は、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備すること、障害のある子どもも障害のない子どもも授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ生きる力を身に付けていくことを保障することである。

そのためには個々の教員や学校だけでなく、地域が学校を支える体制づくりが必要である。学校においては、本人及び保護者、教職員の共通理解のもと、チームとしての体制づくりを組織的に進める必要がある。本研究では、学校における体制づくりとそれを支える地域（市町村）における体制づくりをシステムとして構築していくためのガイドライン（試案）を作成した。本ガイドライン（試案）がより多くの学校や地域の体制づくりの参考になり、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築が着実に進んでいくことを願っている。

目次

はじめに

I	研究の概要	1
	1. 問題と背景	
	2. 研究目的及び意義	
	3. 研究計画・方法	
	4. 研究の全体構想	
II	学校における体制づくりに関して重視すべき内容の検討	5
	1. 地域（市町村）における体制づくりに関するグランドデザインから	
	2. 研究協力機関への訪問調査及び研究協議会における検討	
III	学校における体制づくりのガイドライン（試案）のまとめ	11
	1. ガイドライン（試案）の趣旨	
	2. ガイドライン（試案）の構成	
	3. 学校における体制づくりのガイドライン（試案）	
	第1章 学校における体制づくりのためにおさえておきたいこと	14
	第2章 インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりのQ&A	21
	第3章 インクルーシブ教育システムに関する基礎知識	67
IV	総合考察	76
	研究体制	83

おわりに